

第3回 南城市まつり 出店要綱

南城市まつり実行委員会

1. 目 的

この要綱は、第3回南城市まつりの出店に関する一切の事項を定めることを目的とする。

2. 開催日時

(1) 平成28年10月22日(土) ステージイベント13時～20時30分(20時30分より花火)

(2) 平成28年10月23日(日) ステージイベント13時～20時30分(20時30分より花火)

3. 開催場所

グスクロード公園

4. 出店エリア

(1) 一般出店エリア(飲食物)

①募集店舗 : 15店舗

②割当スペース : 2間×2間(2間×4間のテントの半分)

③設置備品 : 照明、テーブル2台(1,800cm×450cm)、パイプイス2脚

④出店料 : 1) 市商工会会員 30,000円

2) その他 50,000円(非会員、市外等)

※上記以外の出店料は、南城市まつり実行委員会(以下「実行委員会」)で決定する。

※出店料は、如何なる理由があっても返還しない。但し、まつりが中止となった場合は下記のとおり返金する。

ア 全日程中止になった場合 90%

イ 1日中止になった場合 40%

ウ ア、イ以外は返金しない

⑤清掃預かり金 : 5,000円

※10月24日(月)9時からの清掃作業終了後に返金する。

⑥その他 : 消防法、食品衛生法など関連する法令を遵守すること

(2) 物産エリア(工芸、雑貨、調理不要な食品等)

①募集店舗 : 6店舗

②割当スペース : 約1.8m×1.8m(パワーテント内)

③設置備品 : 照明、テーブル1台(1,800cm×450cm)、パイプイス1脚

④出店料 : 無料

⑤清掃預かり金 : 5,000円

※10月24日(月)9時からの清掃作業終了後に返金する。

⑥その他 : 火は使用不可。また、水道やコンセントは設置しない。

5. 出店資格及び許可証

- (1) 南城市商工会会員とする。
- (2) 商工会会員以外の事業者については実行委員会が認めた個人・団体とする。
- (3) 販売物品等については、所管官庁（南部保健所等）の許可を得、店の視認しやすい場所へ許可証を設置すること。

6. 申込方法及び申込先

- (1) 「出店申込書」に必要事項を記入の上、南城市商工会に申し込むこと。
- (2) 定数をオーバーした場合は、実行委員会にて出店業者を選定する。但し、選定から外れた業者の異議申し立ては受け付けない。

7. 申込期間

- (1) 平成28年9月5日（月）～平成28年9月20日（火）17時必着

8. 出店業者説明会及び出店ブース抽選会

- (1) 出店業者選定後、商工会事務局より直接、説明会（抽選会）の開催日を案内する。
- (2) 選定された出店業者は、出店料及び清掃預かり金を説明会当日に納付する。

9. 設 備

- (1) テント及びテーブル、パイプイス、照明（蛍光灯）、コンセント（100V 15A×2口）は実行委員会が設置する。但し、物産エリアにコンセントは設置しない。
- (2) 上記容量より大きい電気器具を使用する場合は、各自で発電機等を持ち込むこととする。（必ず申込書へ持ち込みの有無を記載すること）
- (3) ガスは持ち込みとする。
- (4) 水道については、実行委員会が仮設水道を出店エリア付近へ設置する。

10. 営業時間

平成28年10月22日（土）12時～21時

平成28年10月23日（日）12時～21時

11. 出店場所

会場内出店エリア ※配置図は出店業者説明会にて配布する。

12. 商品の搬入・搬出時間（※予定）

<搬 入> ○ 前 日：平成28年10月21日（金）12時～19時
○ 当 日：平成28年10月22日（土）11時まで
平成28年10月23日（日）11時まで

<搬 出> ○ 当 日：平成28年10月22日（土）21時～
平成28年10月23日（日）21時～
○ 翌 日：平成28年10月24日（月）8時～10時

※搬入、搬出は指定時間内に必ず完了すること。

1 3. 出店業者の駐車場等

- (1) 実行委員会は、出店業者の利便性を向上させるために「駐車許可証」を交付する。
駐車許可証は、1 出店者につき 1 車両とする。
- (2) 駐車場所については、指定された場所に駐車すること。

1 4. 盗難等の免責

万一、盗難等事故が発生した場合、実行委員会はその責任を負わない。

※尚、まつり会場の警備については、前日から警備員を配置する。

(警備員の配置時間：金曜日の 21 時～土曜日の 9 時まで。会場全体を 2 名で巡回)

1 5. 出店業者の遵守事項

- (1) 本行事全般にわたる品位を傷つける行為、又は公序良俗に反する行為は禁止する。
- (2) 名義貸し等による出店は禁止する。
- (3) 指定場所以外での販売は禁止する。
- (4) 会場への車の乗り入れは、搬出入時以外は原則として禁止する。

1 6. 会場運営

- (1) 実行委員会は、円滑な商行為が行えるように努める。
- (2) 実行委員会は、本要綱を厳守しない者がある場合は、責任をもって改善にあたる。

1 7. 清 掃

出店者は、自店にゴミ箱を設置・管理するとともに周辺の清掃努めなければならない。
まつり終了後の 10 月 24 日 9 時より会場清掃を行なう。

※出店業者のゴミ回収について

- ・所定箇所に設置してあるゴミ収集用（分別）のコンテナを利用。
- ・但し、生ゴミに関しては各事業所にて持ち帰る。

1 8. 排 除

出店者が出店要綱に違反した場合、又は本行事全般にわたる品位を傷つける行為等を行った場合、実行委員会は強制排除させることができる。

1 9. その他

本要綱に記載する事項及びそれ以外で問題が生じた場合は、実行委員会、出店者協議の上、誠意をもって解決にあたるものとする。

2 0. 出店者皆さまへのご協力お願い

市及び商工会では、地元産品の優先使用を推奨しております。

出店する商品（材料等）で地元産品の販売（使用）を率先してご使用下さいます様よろしく申し上げます。